

には伝えてもらうけども、市民の方には伝わりにくいんです。

そういう意味では、今日、市長が議場でこういうふうに発言していただきましたので、進めていただけるものと思っています。ぜひ、これも予算的なこと、午前中には波田議員のほうからも、ほかの区間についてありましたけれども、やはり、市民に分かるような情報提示もしていただきながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、いろんなことを今日は観光関係のことで申し上げましたけども、やはり、対馬に人に来ていただくことについては、午前中に伊原議員さんもおっしゃいました。ですね。このことの中でも、看板のことが出ましたね。説明板、看板のこと。このことも教育委員会と市長部局で二重立て、道路関係と観光関係、そして教育委員会の文化財関係となっていて、このあたりの調整もぜひ必要だと思います。

そして、車で移動する人と歩いて観光する人とで、看板の仕方や説明板の仕方が違うですね。そういう意味では、前に二宮部長のほうからその資料を頂いていますけど。これをぜひ、よく各観光地ごととか道路ごとに整理していただいて、整備をお願いすることを最後にお願いをして、終わります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を2時5分からといたします。

午後1時49分休憩

午後2時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 12番議員の小宮教義でございます。

今回の台風第9号、そして第10号、被害を受けられた市民の皆様、心よりお見舞いを申し上げます。そして、1日も早く復旧をされますことをお祈りを申し上げます。

今回も市民の声を1名だけですけど、いただいておりますので、御紹介させていただきたいと思います。1人だけ、これ男性の方なんですけど、縁地連、これは朝鮮通信使縁地連連絡協議会のことですね、縁地連の松原理事長が雨森芳洲先生の新たな肖像画をオークションで購入され、来年開館する通信使資料館に寄託をされたと新聞報道で知り、みんな手を叩いて喜んでおりますということです。

また、この理事長の御尽力でユネスコ登録もできたと思っておりますということです。郷土

を思う気持ちと卓越した歴史感覚にいつも感銘を受けていますということです。

そして、まだ不明な肖像画がまだ2つほどあるそうでございます。ぜひ対馬に集めていただければと思います。これからも頑張ってくださいという市民の声をいただいております。

私からも一言、この松原理事長。人は死んでしまえばもうお金が使えなくなってしまいます。ぜひ通信使とともに死すというお考えで今後頑張ってくださいと思います。

以上が市民の声でございますが、今年は11月3日にアメリカの大統領選がございます。

それともう1つ、習近平がリーダーとするこの中国。このリーダーは私どものこの領土、尖閣諸島、そして南シナ海と、自分のだというわけですから。これはちょっと、と思います。

それと、7月でしたか。香港の安全維持法が成立をして、成立をするともう次の日からどんどん香港市民を逮捕します。今現在のところ約1万人以上が既に逮捕されているそうであります。すごいですよ。民主主義はどうかと思いますけれども。その中で、女性活動家の名前は周庭さん、アグネス・チョウさんといわれる方なのですが、23歳の女性でございます。この人も一旦逮捕されてから釈放されましたが、今度の12月の2日か3日ぐらいに出頭が上がっているというそうでございます。出てくれっていうことですね。

この日本、その比田勝市長の悪口を言っても、安倍さんの悪口を言っても捕まることがございません。本当にいい国でございます。

その安倍さんが今度辞められます。7年8か月ですか。本当にお疲れさまでございました。安倍総理が大きい公約の1つとして挙げておりましたのは憲法改正。安倍さんは憲法9条に自衛隊の位置づけをはっきりするんだという公約をされておられました。残念ながらこれができないわけでございますが、次の総理、ちょうど今自民党の総裁選の選挙があっております。この憲法9条を安倍さんの公約をぜひ達成をしていただきたいと思います。

では、先に通告しておりました2点について市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の新型コロナウイルス対策に対する取組について。これは、対馬市の医療体系がどうなっているのかというのが1点でございます。

そして、2点目がこれは新聞なんです、8月18日付けの長崎新聞に大きく出ております。場所は巖原町の佐須沖ですね。アカムツ沖合底引き網漁解禁ということにしております。そして、その下にほうに大量漁獲、一部投棄に抗議という見出しでございます。そして、一部投棄したこの企業は山口の船団でございますが、この企業はマストが折れたから魚を揚げることができなかったんだというふうな報告を組合のほうになされ、また、かつその業者さんもそのような報告をされておるようでございます。このような資源を無駄に投棄するというようなこういうことに対して市は何か対策はできないのかという2点でございます。

そして、この次第について、事細かに書いておられます。長崎新聞の記者さん、これからも対

馬の情報をどんどん発信していただきたいと思います。このような記事、ありがとうございました。

じゃあ、以上、市長の答弁を求めます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策等についてでございますが、本市におきましてはこれまでに9例の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されております。市民の皆様の中には新型コロナウイルス感染症への感染や感染した場合の検査、医療体制などへの不安もお持ちの方も多いと推察いたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、まず国が政府行動計画及び基本的対処方針を定め、それに基づき、都道府県行動計画が定められ、国、県の計画及び方針を踏まえて市町村の行動計画を策定することとなります。本市の行動計画の中にも県と市の役割分担を定めておりますが、県は特措法及び感染症法に基づく措置の主体者としての中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や蔓延防止に関し、的確な判断と対応を果たし、市町と連携を図ることとなっております。

また、県は感染予防の情報提供・教育、予防備品の備蓄などの感染予防対応、検査・医療提供体制の確保などの検査・治療対応などが主な役割で、市は感染予防対応、ワクチン接種、県の対策への協力が主な役割になると認識しております。

市の体制についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策は全庁的な危機管理の問題として、国、県、関係機関等との連携を図り、一体となった取組を行う必要がございます。このため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、各部局長等を本部委員とする対策本部を設置し、全庁一体となった対策の総合的推進に取り組んでおります。法的には市町村は緊急事態宣言がされたときは対策本部を設置し、宣言が解除されたときは廃止することとなっておりますが、部局間の連携を確保し、取組を推進・継続するため、3月13日に対策本部を設置し、宣言が解除された5月25日以降も対策本部を設置しております。

次に、沖合底引き網漁業についてでございますが、対馬市の水産業において重要な漁獲資源であるアカムツについては、平成22年度以降、資源保護の観点から重要な海域である厳原町西沿岸海域に約42平方キロメートルの保護区域を設定しており、対馬市内アカムツ漁業者及び県外の沖合底引き網漁業者と自主的な操業自粛期間を設けることで資源管理に取り組んでいるところでございます。

本海域の操業自粛期間は産卵期に当たる8月16日から9月15日までの1か月間としており、

毎年、沖合底引き網漁業者と協議、合意に基づき、継続更新しているところでございます。議員御指摘の8月18日付け長崎新聞にて報道された厳原町佐須沖での沖合底引き船団によるアカムツの大量漁獲については操業自粛海域の外側であり、大臣許可による操業区域内において沖合底引き網漁業許可船による操業であったと聞いております。

また、沖合底引き網漁業操業許可区域における許可船隻数は県内外で26隻、漁期は8月16日から翌年5月31日までとなっており、操業開始日の8月16日に発生した事案となっております。しかしながら、操業許可区域における適正な操業であり、大量漁獲に伴う操業上の安全性確保のためのやむを得ない一部投棄であるとはいえ、資源の減少が懸念される中で、アカムツの資源保護に真剣に取り組んでいる対馬市の漁業者の皆様に取りましては看過できない重要な問題であると考えております。

本件は、操業自体に違法性はなく、操業自粛にも賛同、協力していただいている沖合底引き船団の操業事案であり、あくまでも操業モラルの範疇というデリケートな問題であると思われまます。このことから、今後の交渉次第では今まで長期間にわたり構築してきた信頼関係に影響を及ぼす可能性もあることから、地元漁業者の意見を聞きながら対馬市漁業協同組合長会にて今後の対策を慎重に検討すると聞き及んでおります。

対馬市といたしましても、推進しております海洋保護区の設定と密接に関連する事案であることから、漁協組合長会と連携を図りながら、今後のスムーズな操業秩序の確立に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 第1番目のコロナの対策についていきます。

答弁の中で言葉ではなかなか分かりにくいので、私なりにパネルにして皆様に見ていただけるようにしてきましたので、このパネルに問題点があれば、パネルで説明した後に御指摘をいただきたいと思えます。

まず第一に、この新型コロナウイルス対策特別措置法なんですが、これは平成24年に以前のサーズとかマーズとかいろいろ問題がございましたが、それを基に作った法律でございます。平成24年に作っております。そして、まず国がありまして、国が対策本部を作ります。これは同法の15条で対策本部を作るわけですが、それと全く同時に県が対策本部を作ります。そのときは対馬はまだ作れません。で、県のこの対策本部ですけど、この下のほうに対馬保健所、そして各地方に対策本部を設けます。これが対馬地方対策本部。そして、その下に対馬地区の医療圏、これが1つの枠になっております。そして、それを全てまとめるのが、先ほど市長が言っておったような県の行動計画です。これに基づいて、全ての事業をやるというふうなのがこの法律の基

です。

じゃあ、対馬市はどうかということ、まず国が緊急事態宣言をします。そうすると、自動的に対馬市に対策本部が置かれます。これは先ほど市長が説明をされました。置かれまして、対馬市はこのための条例を準備しております。そして、この条例に基づいて対策本部を設置し、先ほど市長が説明されましたように市長を中心とした体制が整います。そして、副本部長、そして、この本部員、これは部長を中心とした1つの組織でございます。この本部員が3つの組織に分かれております。まず1つが総務班、そして予防班、そして医療班ですね。これが基本的な3のパターンです。でもこれが1つのものに重なる場合もございます。

そして、先ほどの法に基づいた行動、対馬市行動計画、これが措置法の8条により設定されておりますので、この中にはどのような状態のとき、例えば感染状態が6段階に分けております、当初から。その段階ごとにどういうふうにしていくかをこの行動計画で設定されておられます。その段階というのが、1から6までございます。そして、現段階はどこかということ、現段階は第4の県内発生早期、これが現在の段階でございます。

対馬市の医療の体系はどうなっておるのか。これは対馬市の、これは私が勝手に作ったものですから、見にくいところもございますけれども、まずコロナ対策関係で、まず長崎県が対馬に対してどのような計画でこのコロナを収めようとしておるのかという点でございます。まず、フェーズ。フェーズというのは、そのときの感染者数と考えていただいてもよろしいかと思えます。まず、フェーズ1というのは4人まで。フェーズ2というのが12人まで。フェーズ3も同様でございます。そして、フェーズ4になると25人、感染者が出たときはフェーズ4になります。そして、この中でもこれとは別に、例えば軽症者、症状が出ない方もおられますので、その方については宿泊施設を県のほうで既に準備しております。もう決定もしております。そして対馬市の協力の下、26室が現在確認をされておられます。26室の確保をできております。

では、現在までのこの対馬市の状況はどうか。という点ですけれども、昨日までですけれども、県下で235名の感染者がおられます。昨日までで対馬の感染者は9人。そして、重症者が1人、長崎に搬送されておられます。そして、対馬病院で今実際に入院されておられる方、これは1人でございます。そして、退院された方が7人でございます。で、この対馬病院ですけれども、感染症指定病院に指定されています。上対馬のほうの病院はこの感染症指定病院ではございません。よって、この対馬病院が主な体系を取ると思えます。対馬病院には今275のベッド数がございます。先ほどのフェーズから分けると、まず感染者が4人のときには感染病床が4床ございますので、これで対応をいたします。ということです。12人までは感染病床と一般病床、これを組み合わせて12人までは確保するという事です。そして、じゃあ25人まではどうかということ、感染病床と同様に一般病床を確保して、25人までは対応できるというふうな

組織ができておるやに聞いております。もしこの組織に問題点があれば御指摘いただければよろしいと思いますが、なければまた次の質問にいきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変立派な資料を作っていただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

ただ、1点だけ私気になりましたのが、今、議員の御質問の中でフェーズ1は感染者が4人、そして2、3、4というようになるに従って、12人、12人、25人ですよと説明であったかと思えますけれども、これはあくまでフェーズ1から4で病床の確保数でありまして、フェーズ1が4人、フェーズ2と3が12人、フェーズ4が25人というふうに私は聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 説明が不足しておりました。ここに長崎県の計画として、確保病床ということでございますから。先ほどの市長の指摘のように確保の病床ということでございます。よろしゅうございますか。

では、先ほど対策本部は自動的に解散をするというお話されましたが、それでも今までので上がった組織はそのまま生きて活用できるわけですね。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 特措法上は解散となっておりますけれども、対馬市の場合は任意で継続をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そうですね。じゃあ、活動は十分できるということですね。

これからコロナどうなるか分かりませんが、これから秋口になるといろんな問題が発生するかと思えますが、市長のお考えとしてはこのコロナというのは対馬ではどのくらいの患者数が出ると思込まれておられますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） どれだけの患者数かということでございますけれども、このことについては私も専門家ではありませんし、どのくらいの方が感染するか予測することができません。ただし、県内の推計患者数は感染ピーク時におきましては、入院が必要な方が最大286人、このうち重症患者の方が42人ということで算定をされておられますけれども、各医療圏ごとの患者数の推計につきましては、公表がされておられません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今のフェーズの状況というのは、このフェーズ2で止まってお

るわけですが、このフェーズ2に対してこの対馬市が行動計画によってどのような計画行動を取っておられますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この行動計画につきましては、そのフェーズに沿って設定をしておりますけれども、現在フェーズ2ということで病床の確保数が12床というふうにされておまして、また、軽症者、無症状者の方などについては宿泊療養施設のほうで対応をしていくということになっております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 分かりました。対馬で重症患者が出ると、向こうに搬送するというのが県の基本方針ですが、搬送する手段としてどのような方法があるか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 対馬は離島でありますので、重症者に対応するベッドは確保されておられません。そこで、重症者が発生した場合には、本土地区へヘリコプターによる搬送になるというふう聞いております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） ヘリコプターというのは私も聞いておるんですが、以前海上保安部がこれについての訓練をしたとお聞きしたんですが、海上保安部のほうはどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今回、重症者の方が1名搬送されましたけれども、この方も海上自衛隊のヘリコプターで長崎のほうに運ばれたということでございます。それとまた議員おっしゃられるように、海上保安部のほうも訓練をされておられますので、もしかしたら大量に発生した場合は、そのようなことも考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） では、対馬で重症になったときには自衛隊のヘリコプターで運ぶけども、海上保安部の船も搬送ができるということでよろしいんですね。分かりました。

それと、今対馬病院はLAMP方式というPCR等の検査があるんですが、せっかく今対馬にあるわけですから、皆さんがこの自己負担でもいいんですけど、使えるように、このLAMP法を。できないものなんですかね。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、LAMP法につきましては、対馬病院のほうに今年の5月に検査機器が整備されて対馬でもLAMP法による確認検査ができるようになりました。議員御指摘

のように、帰島された市民などに感染確認検査ができれば無症状者を早い段階で発見でき、対馬島内での感染拡大防止対策として大変有効であろうというふうに思いますが、現時点では検査の対象となりますのは有症状者でありまして、また、検査が必要と医師が判断した者というふうになっております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 基本的にはそうなんですけど、私が先ほど申しましたのは自己負担でもできるんじゃないかということです。で、現在は長崎に2つの病院ができます。長崎大学病院と日赤の諫早原爆病院が。そこはできるわけですよ。その権限を持つのは長崎県だと思います。県のほうからその指示さえ、指示が下れば対馬でもできると思いますので、その分をまた県のほうにも要望をお願いしたいと思います。

それと同じように、今唾液ですぐ分かるわけですよ。それについても同様だと思うんですが、私の調べた範囲では、長崎県と長崎県医師会が新聞等でもございましたけれども、協議をしております。その契約の中にもあるんですが、対馬においては問題点はその唾液の検体をどうして送るのかという問題があるということがございますから、その検体の搬送関係の確立ができれば、できる可能性が非常に高いと思います。長崎県医師会も含めて。その辺もまた県医師会のほうに強く要望をお願いしたいと思います。

それと、対馬独自のこの感染に対する案というのは何かございませんか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 現時点ではまだ対馬独自の案ということにつきましては、思い当たりがございません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 全国には、1,741の市や町や村があるわけですけども、所々によっては感染された方とかまたはそれに近い方、例えば関係者で病院に行ったりするじゃないですか。そのかかる経費の一部を負担をすると。例えば1万でも2万でも。そういうふうな自治体もありますので、そういうところを対馬は島ですから、独自のこの対策案を練る必要があると思いますけど、これ。またそれも1つ。

それと、もう時間ありません、すみません。それと、この水際対策なんですけど、対馬は海と空、そこからウイルスが来ます。この水際対策をするためにはまずそこをよくチェックしたりしなければいけません。それで、今回の補正第5号とか今回の補正第8号において、これは対馬空港には440万円、航路事業者関係、九州郵船とか大川ですから壱岐・対馬フェリーですね、それと対州海運、この業界に350万円。そして、ジェットフォイルには1,000万円の経営支援をさせていただいています。そのような支援をされた業者さんにこのこういうふうな感染対策がど



うなされておるのかというのを定期的に報告をしていただくというようなことはどうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、前段の対馬での独自の支援策というようなことをございますけれども、このことについては検査入院等による休業補償等ができないのかというような趣旨ではないかと思えますけれども、コロナウイルスはインフルエンザと同じ感染症であり、誰でも感染する可能性がございます。新型コロナウイルス感染症は指定感染症でもありまして、検査入院費用等については公費で賄われるということでもありまして、現在感染者等への経済的支援については考えておりません。この水際対策関係につきましては、担当部長のほうからお答えさせてよろしいでしょうか。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 小宮議員からの水際対策の定期報告についてということで御質問ですけれども、定期報告については求めてはおりませんが、感染の疑いがある方が出たら報告がくるようなお話はしていただいております。報告はきておりませんが、こちらで確認したところ対馬のフェリーのほうで1名、サーモで熱があつたけれども、実際測ったら再検査で低かつたということで、船についても飛行機についても現在乗船拒否、搭乗拒否をしている方はいらっしゃいません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そういうふうにして、熱を出してある方も発生するわけですよ。それで、このように支援をしているわけですから、何千万っていうお金の支援をさせていただいておるわけですから、やっぱりどういう状況かを定期的に1か月に1回でもいいじゃないですか。今回はこれだけお客様が入ったんだと、でも熱を測ってみたらちょっと高い方がおつた、何人くらいおつたんだけど、その後調査したらどうもなかったとか。そういう定期的な報告をしていただくように、支援をしているわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

それと、そういうふうにして支援をしている状態が、感染状態がうまくいっているかどうかもできればこれも定期的に市の職員が現地に行って、そして調べたりして、九州郵船と船だけですから。福岡にも事務所があるじゃないですか、波止場の近くに。そういった方に定期的に行って、現状をチェックしていただくということもまた大事なものだと思いますので。これから特に、9月、10月になると、たくさんのお客さんが出てきますから、その辺の対応をお願いしたいと思います。

それと、あと9分ぐらいしかありません。先ほどのアカムツのやつです。今度はアカムツにいきます。終わりました。これがアカムツの写真ですよ。漁をしている。これが折れたマストですね。こっちの船が巻き上げしているところです。網を破ってアカムツを下に投棄しているところで

す。これがこの写真です。そして、これが投棄されたアカムツです。すごい量ですよ。金額にすると、何千万という金額になるろうかと思えます。ただ、そのこれを取ったらいけないといんじゃなくて、これだけの資源を無駄にすること自体がいけないと言っておるんですよ。それと、このような形でこれだけのすごい魚が、アカムツが海上に投棄されるんですよ。漁師が魚釣りに行ってもアカムツは箱ですと4箱、5箱獲れるか獲れないかなんですよ。それをこれだけの、要らんから捨てるっていうんですから。こういう状況がございます。ただ市長が言われるように、この業界の下で保護区の設定もさせていただいています。そういう状態でもありますけれども、じゃあなおさら、資源を大事にさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど市長のこういう問題については、法的な問題がないというお話ですが、私も素人なりにいろいろと法律を紐解いてみたんですが、まず海洋にものを捨てたらいけないというのが大原則ですね。それは法の10条にこのようにうたっています。10条1項2項には、1項というのは危険なときには網を破ってもいいんだということです。そして、2項目については、これは例えば、事故ではなくて、何かのときに機械が傷んだとか何かのときの場合には投棄してもいいんだということです。しかし、最大限の努力をした結果はそうであればいいということなんです。この中で、この2項の3号に多分これの指摘だと思うんですが、漁労活動においては、次に定めるものはそうじゃないんだという解釈なんです。そして、これはどういうことかという、パネルを見ていただければ分かると思いますが、施行令4条の2に当たれば、これは捨ててもいいんだという解釈なんです。それで、この4条の2項の制令、これには制令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物、次に掲げる廃棄物とするということです。そして、3番目に生鮮魚及びその一部を海に捨てるのはいいんだ。これは漁労活動だけがこれでいいんですよということです。注目すべき点は、この通常の活動、通常というのは普通どおり繰り返す普通の作業を通常というんです。毎回毎回繰り返すのを普通の通常の作業というんです。今回は、この辺りに入っていますけど、網を切って放棄するのは通常の活動ではないんじゃないかと。網を切る行動というのがどれで規定をするかという、本法の10条1項1号2号です。これが先ほどの1項2号なんです。そして、今回は2そうでこう巻き上げてくるんですが、そして、必ず集めて1つの船で引き上げるんですよ、魚を。そして、今回ポストが折れたのは、マストが折れたのは、その船の1そうだけです。引きよってマストが折れたんじゃないか。そして、ずっと引き寄せていって、そのロープを相手側に渡して、魚を巻き上げるんですよ。巻き上げよって、獲り過ぎたんでしょう。そして、網を切って、ものを流した。というのは、事故の原因ではなくて、事故というのは例えば船で揚げよって重くなって危険だと。危ないときにはそれは仕方がないですよ。でも、今回はもう1そうのほうにロープを渡して巻き上げたんだから、事故に当たらない。私なりに解釈をすると、この2項の分です。船舶の損傷、その他、やむを得ない原因によ

り廃棄物が排出される場合において、引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一斉の措置を取ったときは法には触れませんよと。すなわち、こぼれたものを近所の船とか何かにどうかしてくださいよと言った場合には入りませんよと。でもそれを今回はこの処置をしていないと思われれます。

それと、もう1つ、船舶の安全法がございます。これは船というのは、第1条には必ず操業に支障をきたさないような性能を有しなければならないというのが第1条でございますので、先ほどの海洋汚染法ですね。それと、その船舶の第1条に私は抵触をするんじゃないかと思いますが、これについては現状の把握に努力をしていただくように要望をいたします。何かあれば1つ。ないならいい。ないならいいよ。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） じゃあ、時間がきましたので、十分に対応できるようにお願いしたいと思います。

以上。

○議長（小川 廣康君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

---

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。明日も引き続き定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時53分散会

---